

加古川市上下水道局
浄化槽設置補助制度等の手引

令和 8 年 1 0 月

上下水道局 下水道課

目 次

はじめに	P 1
I. 浄化槽設置の届出について	P 1
II. 補助対象区域について	P 1
III. 設置補助制度について	P 1
1 補助対象浄化槽	P 1
2 補助金等の額及び対象範囲	P 2
3 補助金の交付申請手続（設置）	P 6
4 浄化槽設置補助金の交付申請手続フロー図	P 12
5 浄化槽工事写真の撮り方	P 13
III. その他	P 15

はじめに

加古川市上下水道局（以下、「局」という。）では、公共用水域の水質保全、健全な水循環の確立、快適な生活環境の創出を目指し、公共下水道区域内の未整備地区に対する集中的な整備を進めてきました。その結果、令和 7 年度末には整備進捗率が約 99%に達しました。今後は、点在する未整備地区について、下水道布設可能性調査に基づく整備方針に従い、令和 8 年度以降順次整備を進めます。なお、短期に整備が難しい地区に対しては、合併処理浄化槽を活用した生活排水処理を推進し、補助制度を導入して地域の環境改善に取り組めます。

I. 浄化槽設置の届出について

新たに浄化槽を設置する場合は、設置工事の着工前に建築確認申請又は浄化槽設置届による手続が必要です。

1 建築確認申請・・・加古川市建築指導課又は指定確認検査機関に申請

（建築基準法第 6 条第 1 項に基づく建築物の建築等に関する確認）

- (1) 建物を新築して、浄化槽を設置する場合
- (2) 既存の建物に 10 m²を超える増築をして、浄化槽を設置する場合
- (3) 既存の建物の半分以上を改築して、浄化槽を設置する場合

2 浄化槽設置届・・・加古川市尾上処理工場に届出

（浄化槽法第 5 条第 1 項に基づく浄化槽設置の届出）

- (1) 既存の建物に浄化槽を設置する場合
- (2) 既存の建物に 10 m²以下の増築をして、浄化槽を設置する場合
- (3) 既存の建物の半分に満たない改築により、浄化槽を設置する場合

II. 補助対象区域について

加古川市の区域における集合処理区域のうち、現に下水道が整備されておらず、かつ令和 8～9 年度に着手予定のない区域

III. 設置補助制度について

1 補助対象浄化槽

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号及び第 2 号に規定する建築物（以下、「建物」という。）に、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 号に規定する浄化槽（以下「浄化槽」という。）を設置しようとする者に対して補助金を、浄化槽を設置するために改造工事を行おうとする者に対して、助成金を交付します。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金等の交付対象となりません。

- (1) 浄化槽法（以下、「法」という。）第 5 条第 1 項に基づく浄化槽設置の届出の審査又は建築基準法第 6 条第 1 項に基づく建築物の建築等に関する確認を経ずに浄化槽を設置する場合。
- (2) 建物を借りている場合で土地及び建物の所有者の承諾を得られない場合
- (3) 設置後 10 年を経過しない浄化槽を廃止し、新たに浄化槽を設置しようとする者。
- (4) 市税、水道料金、下水道使用料及び加古川市下水道事業受益者負担に関する条例(昭和 47 年条例第 33 号)第 8 条第 1 項に規定する負担金の滞納がある者。
- (5) 当該年度の 3 月 15 日までに、浄化槽を設置し実績報告を提出することができない者。ただし、上下水道事業管理者（以下、「管理者」という。）が認める措置を行った場合を除く。
- (6) 公共下水道の供用及び下水の処理の開始を受ける者
- (7) 暴力団等（暴力団（加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平 24 年条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（同条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者並びに暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）をいう。以下同じ。）である者
- (8) その他管理者が不相当と認める者

2 補助金等の額及び対象範囲

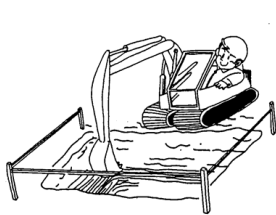
(1) 設置補助金

浄化槽本体の設置及び放流先への接続工事及び設置に必要な関連工事費

人槽区分	補助限度額
5 人槽	770,000 円
7 人槽	940,000 円
10 人槽以上	1,250,000 円

(対象工事の範囲)

- ① 浄化槽本体の設置工事費（設置位置の既設コンクリート掘削工事含む）



- ② 浄化槽から放流先までの接続工事（放流先までの管路敷設工事）

- ③ 浄化槽設置に必要な工事

- ア 放流先接続及び設置に必要な重機等の搬入に伴う障害物の撤去・修復費等（カーポート・塀・門等で、工事に必要なもの）並びに排水ポンプの設置工事
- イ 設置工事に係る掘削・修復費等（犬走り等）
- ウ 設置予定位置の樹木等障害物の移設費等

(2) 撤去補助金（浄化槽を設置するため、既設の単独処理浄化槽を撤去する費用）

単独処理浄化槽の撤去費及び処分費と撤去に必要な関連工事費

※ ただし、単独処理浄化槽を埋め置きした場合は対象外となります。

撤去補助金限度額	60,000円
----------	---------

※ 単独処理浄化槽とは、法第3条の2第2項又は浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条の規定により浄化槽とみなされる設備又は施設をいう。

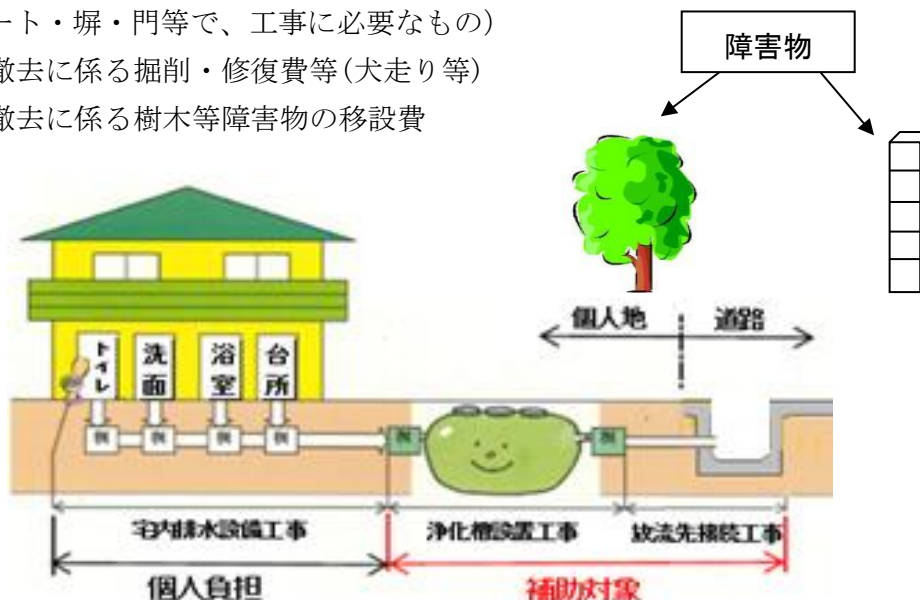
(対象工事の範囲)

- ① 撤去に必要な工事

- ア 清掃費
- イ 撤去費
- ウ 処分費
- エ 埋戻し費

- ② 撤去に必要な関連工事（ただし、設置補助金の交付対象と重複する部分は除く。）

- ア 撤去及び撤去に必要な重機等の搬入に伴う障害物の撤去・修復費等（カーポート・塀・門等で、工事に必要なもの）
- イ 撤去に係る掘削・修復費等（犬走り等）
- ウ 撤去に係る樹木等障害物の移設費



(3) 改造工事助成金

くみ取便所又は単独処理浄化槽から浄化槽へ転換する場合（宅内排水設備工事費も含む）の改造工事費として助成します。

くみ取便所又は単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ改造の場合	くみ取便所の場合	50,000円
	単独処理浄化槽の場合	25,000円

※ くみ取便所とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第29条に規定する構造を有する設備又は施設をいう。

※ 浄化槽本体の設置及び放流先への接続にかかわる工事以外の工事が対象となります。

(4) 浄化槽設置整備事業補助金等の受領委任払制度

補助金等申請者（浄化槽設置者）の一時的な費用負担を軽減し、早期の生活環境向上を行うため、受領委任払制度を実施します。

① 対象者

対象者は、加古川市上下水道局浄化槽設置補助金等交付要綱により、補助金及び助成金の交付を受ける者（浄化槽設置者）。ただし、建物の新築に伴う浄化槽の設置の場合は対象となりません。

② 内容

申請者が、補助金等の受領を施工業者に委任することで、総工事費から補助金等を差し引いた残額だけを施工業者に支払うようにする支払方式で、局が、申請者に対し交付すべき補助金等を、施工業者に振り込む制度です。

③ 要件

- ア 申請者が受領委任払を希望しており、施工業者が承諾していること。
- イ 補助金及び助成金の全額を受領委任払にしていること。
- ウ 受領委任払の施工業者が1業者であること。
- エ 施工業者が受領委任払の施工業者登録を行っていること。
- オ 施工業者が受領委任払の適用除外になっていないこと。
- カ 補助金等の実績報告時に、申請者（浄化槽設置者）が委任状を提出していること。

④ 適用除外

- ア 施工業者が、偽りその他不正な手段を用いて浄化槽補助金等を受け、または受けようとしてから1年を経過しない場合。
- イ 施工業者が、偽りその他不正な手段を用いて対象工事を施工し、または施工しようとしてから1年を経過しない場合。

ウ その他管理者が受領委任払いを行うにあたり不適當であると認めた場合。

④ 手続

ア 受領委任払の希望の申出

「浄化槽設置補助金等交付申請書」に、受領委任払の希望の有無を記入すること。

イ 施工業者登録

施工業者が「加古川市上下水道局浄化槽設置補助金等受領委任払施工業者登録申請書兼振込口座指定届」を局に提出していること。

※ 一度登録すれば、以降の設置補助金等の手続に継続されます。

※ 登録内容に変更がある場合は、再度登録の届出が必要となります。

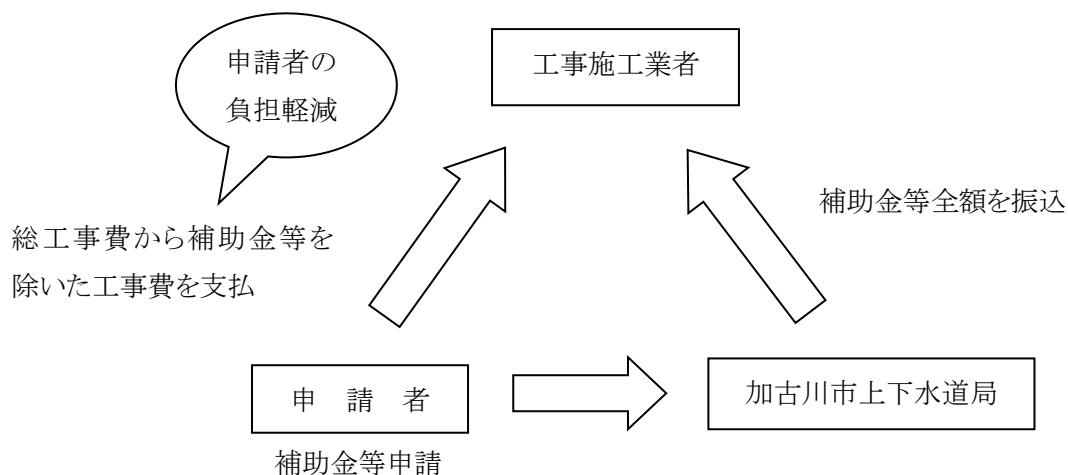
ウ 受領委任払の委任状の提出

申請者が受領委任払を希望する場合は、補助金等実績報告時に委任状を提出してください。

エ 受領委任払の意思確認

竣工検査時に局の職員が再度申請者の意志を確認します。

⑥ 受領委任払制度の支払いの流れ



(例) 総工事費 150 万円で、くみ取便所から 7 人槽の浄化槽を設置した場合。

浄化槽設置補助金 94 万円 (限度額)

改造助成金 5 万円

この場合、申請者が業者に工事費総額から補助金等を引いた 51 万円を支払い、局から施工業者に 99 万円を振り込むことになります。

3 補助金等の交付申請手続（設置）

(1) 交付申請

浄化槽の設置工事前に、添付書類を添えて「浄化槽設置補助金等交付申請書(様式第1号)」により申請してください。

※ 各年度の申請受付期間は、4月1日から12月28日までとなります。（開庁日）

① 申請書の受付場所

加古川市上下水道局下水道課

〒675-8588 加古川市野口町良野398番地の1 水道庁舎3階

電話 079-427-9291

② 申請書類

○ 浄化槽設置補助金等交付申請書(様式第1号)

※ 必ず設置工事の着工前に申請し、交付決定を受けてから着工してください。

※ 受領委任払いの希望の有無についても記入してください。

③ 添付書類等

ア 浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書（浄化槽に関する調書）の写し（浄化槽設置届出書及び浄化槽に関する調書は添付図書のすべてを、建築確認通知書は確認済証及び確認申請書の第一面から第五面までを添付すること。）※事前協議済印押印のもの

※ 浄化槽設置届出書及び浄化槽に関する調書の写しの添付書類

(ア) 設置場所の位置図（住宅地図等、設置場所のわかるもの。）

(イ) 配管系統図と延べ床面積の求積が入った建物平面図

(ウ) 設置工事見積書

(エ) 型式認定シートの写し

(オ) 使用開始検査等申込書（写）又は使用開始検査等承諾書（写）

イ 建物を借りている場合は、土地及び建物の所有者の承諾書

ウ 建物付近の見取り図及び建物の平面図

エ 浄化槽の配置図及び改造工事の図面（既存浄化槽、便槽の位置も記入）

オ 工事費の見積書の写し（工事費内訳書（見積り）※規定様式）

カ 既存浄化槽又は、くみ取り便槽の現況写真（新設浄化槽の場合を除く。）

キ 市税及び水道料金に滞納がないことの証明書（加古川市市税確認承諾書、
加古川市水道料金等確認承諾書）

※市役所収税課及び上下水道局お客さまサービス課への確認は、下水道課が行います。

※市外の方が申請者の場合も必要です。

※新築等で共有名義になっている場合は、共有者全員のものが必要。

- ク 登録証の写し、登録浄化槽管理票（C票）
- ケ 浄化槽設置業者県登録の届出等の写し
- コ 浄化槽設備士免状の写し
- サ 浄化槽施工技術特別講習修了証書の写し（昭和62年度以前の設備士免状取得者に限る）
- シ 委任状（代理申請の場合）
- ス その他（別途、局が個別に提出を求めた場合）

④ 書類作成上の注意事項

- ア 申請書類に不足はないか。
- イ 申請者の名前は正しいか。
- ウ 申請後、着工までに余裕があるか。
- エ 工事期間は十分か。（3月15日までに工事が完了し、実績報告書を提出できるか。）
- オ 申請書、登録浄化槽管理票、保証登録証、見積書の日付、工事期間は互いに矛盾はないか。
- カ 申請書、浄化槽管理票、機能保証登録証、見積書、滞納の無いことの証明書等の住所や氏名、設置場所は正しいか。

※ 申請手続は浄化槽工事業者が代理で行うこともできます。（委任状が必要となります。）

(2) 交付決定

交付申請後に審査を行い、申請日から2～3週間後に決定通知書を送付します。

- ① 交付が決定した場合
浄化槽設置補助金等交付決定通知書（様式第2号）
※ 決定通知書を受け取ったら、速やかに着工してください。
- ② 不交付が決定した場合
浄化槽設置補助金等不交付決定通知書（様式第3号）
※ 不交付となった理由を確認のうえ対応をお願いします。

(3) 工事着工・施工管理（設置工事の注意点）

- ① 浄化槽設備士（昭和62年度以前の免状取得者については小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習修了者）が実地に監督又は工事を行うこと。
- ② 設置浄化槽の型式、認定番号、人槽を必ず確認すること。
- ③ 法第4条第5項に定める技術上の基準を遵守すること。

○流入管きょ、放流管きょの勾配

(勾配は100分の1 以上とする)

○排水横主管の勾配 (下水道法施行令第8条第5号)

65φ以下	最小1／ 50
75φ、100φ	最小1／100
125φ	最小1／150
150φ	最小1／200

○升の位置及び種類

- ・ 全て150mm 以上のインバート升とすること。
- ・ 起点、屈曲点、合流点に升があること。

○直線部分でも、管きょの点検、清掃が行える間隔にあること。

○放流先の状況を確認すること (水位等)。

○誤接合等を確認すること。(生活排水を全て接続したか。その他の接続がないか。)

注意：浄化槽では、屋外の手洗い場 (雨水が流入する場所) の接続は、雨水配管にすること。

○管きょ、空気 (ブローア) 配管に変形、破損のないことを確認すること。

○本体の確認。

(漏水、水平、消毒設備、接触材等の変形、破損、固定の状況、ばっ気装置等が正常稼働しているか。)

○流入、放流ポンプ設備の設置、稼働状況。

(2台以上の設置、升の変形、破損、漏水、ポンプ能力、ポンプの固定、ポンプ位置、レベルスイッチが稼働しているか。)

○ブローアの設置、稼働状況。

(防振ゴム、アース、防水型コンセントが設置され、正常に稼働しているか。)

＊アースが不要な機種もある。

○かさ上げ状況。

(バルブ操作など維持管理に支障がないか。30 cm以内とし、これを超える場合はピットを設けているか。)

※保守点検業者の了承がある場合はこの限りでない。

○浄化槽本体上部の状況。

(コンクリートスラブが打ってあるか。)

○浄化槽の上部、周辺の状況。

(保守点検、清掃の妨げになっていないか。)

○浄化槽の上部を駐車スペースとする場合は、支柱を入れて浄化槽が破損しないように補強するとともに、マンホールの蓋の強度にも注意すること。

(車重で壊れないか。)

(4) 浄化槽設置工事の写真・記録

- 浄化槽設置場所に浄化槽設備士が作業（監督）している写真
 - 浄化槽本体の写真（メーカー名、型式のわかる写真）
 - 栗石地業の写真（栗石と深さのわかるスケールを共に写す）
 - 栗石地業後の基礎底版コンクリートを打った写真
(配筋状況及びコンクリートの厚さがわかるスケールを共に写す)
 - 浄化槽据付工事の写真
(水平器、水じめ用・水張り用ホース、つき固め器具、埋め戻しの高さのわかるスケール、埋め戻しの土砂)
 - かさ上げ状況を示す写真（最終仕上がり面までスケールでわかるように）
(かさ上げ高さ、バルブ操作が可能なことがわかるように。30cm 以内)
 - コンクリートスラブ打ちの写真
 - ブロアーの設置状況を示す写真
(ブロアー、防水コンセント、アース、土台、ブロアー配管)
 - 既存浄化槽または、くみ取便槽の撤去前と撤去後が比較できる写真。
 - 放流先及びその周辺の写真
- ※「浄化槽工事写真の撮り方」(P13)に基づき浄化槽設置工事の写真を撮影すること。

(5) 変更申請（内容に変更がある場合）

- ① 交付決定の内容に変更がある場合は、「浄化槽設置補助金等変更申請書（様式第4号）」の提出が必要となります。
申請書に再度審査を行い、交付（不交付）決定通知書を送付します。
※ 軽易な変更の場合、申請書の手続が不用となることがありますので、下水道課へご相談ください。
- ② 補助金交付までに住所の変更があった場合は、速やかに（変更後14日以内）住所変更届出書を提出してください。
- ③ 設置を中止（廃止）しようとするときは、遅滞なく中止（廃止）届出書を提出してください。
- ④ 設置工事が予定の期間内に完了しない場合は、速やかに（完了予定日まで）、浄化槽設置補助金等工期内未完了予定報告書（様式第6号）を提出してください。
※ 浄化槽に関する調書の内容に変更がある場合は、建築確認済証を交付した機関で変更の手続を行い写しの提出をお願いします。

(6) 中間検査

補助金等を適正に執行するため、設置工事の期間内に局職員が必要に応じて中間検査を実施する場合があります。

(7) 実績報告

浄化槽の設置工事完了後、1 か月以内に「浄化槽設置補助金等実績報告書（様式第7号）」及び添付書類を提出してください。

なお、各年度の報告書提出期限は、3月15日となりますのでご注意ください。

※ 受領委任払制度を希望される場合は、受領委任払の委任状も添付して提出してください。

① 報告書類

浄化槽設置補助金等実績報告書（様式第7号）

② 添付書類等

ア 工事費に係る請求書の写し及び「工事費内訳書(請求)」

※工事費内訳書（見積・請求）（別紙1）

イ 浄化槽法第7条に規定する水質に関する検査の依頼書の写し

ウ 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との維持管理契約書の写し

エ 浄化槽の設置工事及び改造工事の経過写真

（P9の（4）浄化槽設置工事の写真・記録参照）

※「浄化槽工事写真の撮り方」（p13）による

オ チェックリスト（別紙7）

カ 領収書の写し

キ 浄化槽の配置図及び改造工事図面（変更があった場合）

ク 受領委任払の委任状（受領委任払を希望する場合）

ケ その他（別途、局が個別に提出を求めた場合）

(8) 竣工検査

実績報告書提出後に、日程調整を実施し浄化槽設置の竣工検査を実施します。

① 立会

竣工検査には、「補助事業者（設置者）」及び浄化槽施工業者の立会が必要となります。

② 検査時の確認事項

ア 流入管きょ及び放流管きょの勾配の確認

イ 放流先の状況の確認

- ウ 誤接続等の有無の確認
- エ 枡の位置及び種類の確認
- オ 流入管きょ、放流管きょ及び空気配管の変形、破損のおそれの確認
- カ 浄化槽の種類（メーカー型式）の確認並びに本体の上部及びその周辺の状況の確認
- キ 既存のくみ取り便槽及び既存浄化槽の処分状況の確認
- ク 受領委任払の意思確認

(9) 確定通知

竣工検査の内容に問題が無ければ、検査日から約2週間後に「浄化槽設置補助金等確定通知書（様式第8号）」を送付します。ただし、確定した補助金等の額が、交付の決定をした補助金等の額（第8条第1項の規定により補助金等の額の変更を承認した場合にあっては、当該変更後の額）と同額であるときは、当該通知を省略する。

(10) 交付請求

補助金等の額の確定後、速やかに「浄化槽設置補助金等交付請求書（様式第9号）」により補助金等の請求を行ってください。

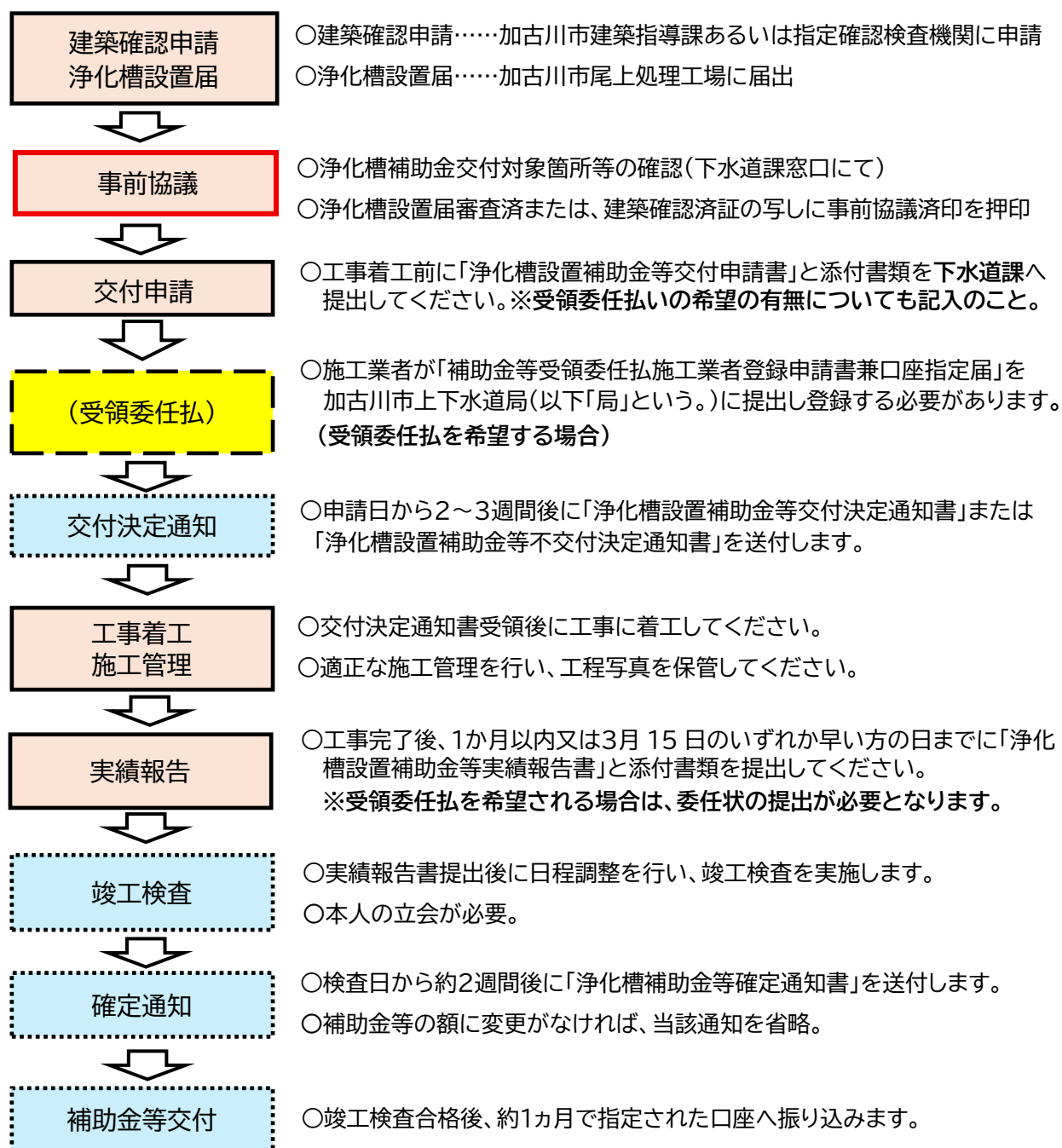
(11) 補助金等の交付

竣工検査合格後、約1か月で指定された口座に補助金を振込みます。

手直しがあつた場合は、手直し完了確認後からの処理となります。

※ 受領委任払を希望された場合は、施工業者の登録口座への振込みとなります。

4 浄化槽設置補助金の交付申請手続フロー図



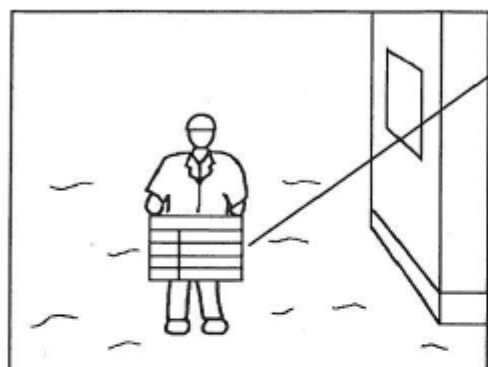
※ 申請受付は、当該年度の12月28日(土・日は前日)までとなっています。(下水道課に提出)

※ 設置工事着工後の申請は、補助対象になりません。

必ず、事前に申請し補助金交付決定通知書が届いてから、設置工事に取りかかってください。

5 浄化槽工事写真の撮り方

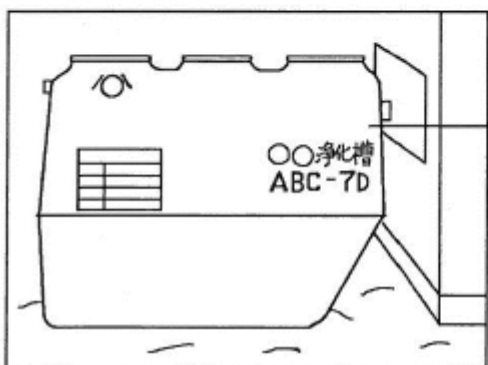
浄化槽設置工事の写真



標識

- ・浄化槽の設置場所で、浄化槽設備士が浄化槽工事業に係る標識(浄化槽工事業者登録票、届出票)を掲げて周辺状況がわかるように写す

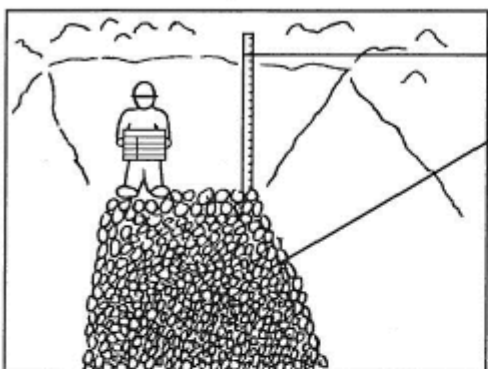
【写真1】 浄化槽設置場所の写真



浄化槽

- ・浄化槽のメーカー名、型式がわかるように写す

【写真2】 浄化槽本体の写真

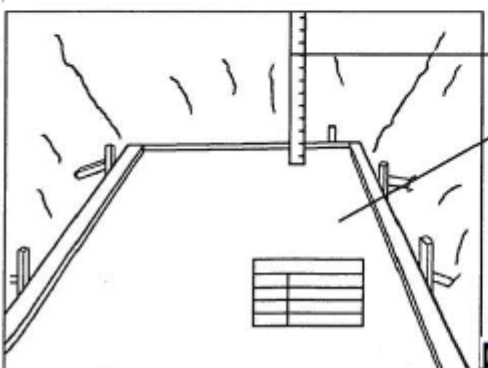


スケール

栗石

- ・栗石地業を行ったことがわかる写真を栗石のつき固めが終了後、深さがわかるスケールとともに写す

【写真3】 栗石地業の写真

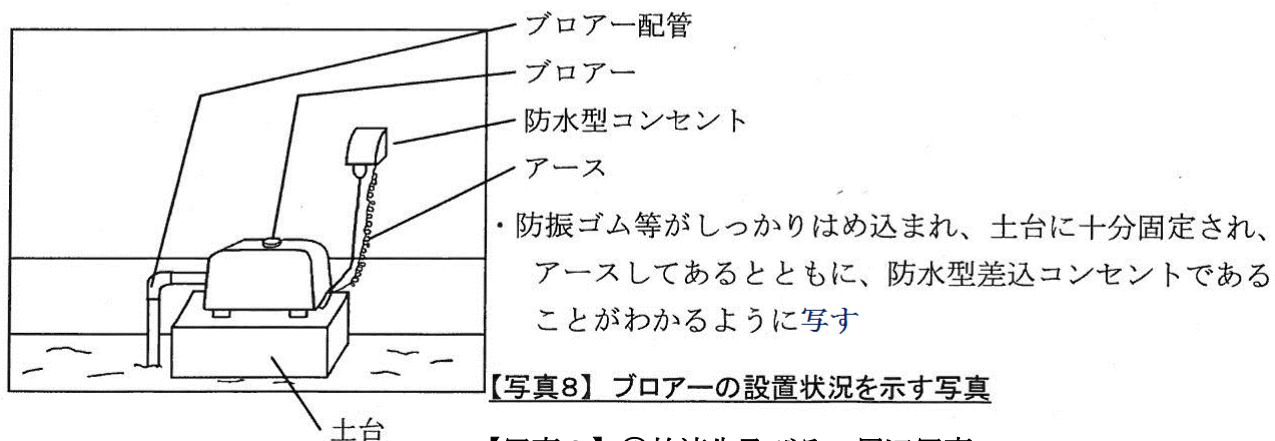
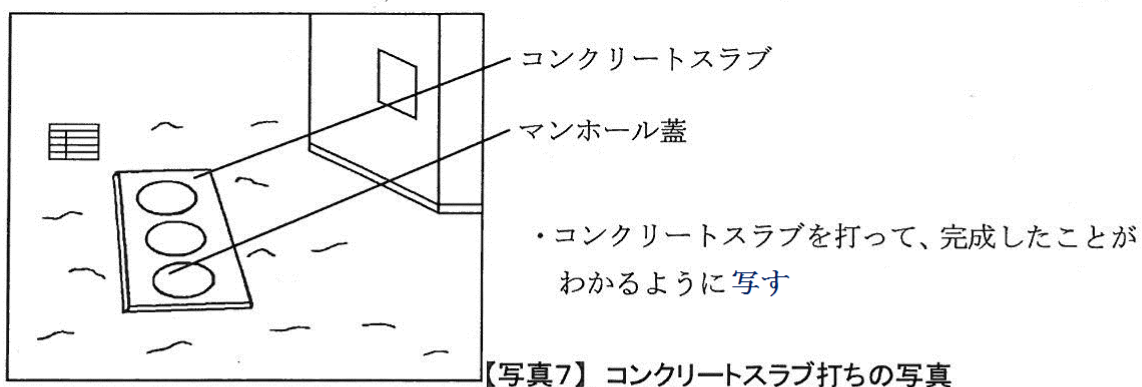
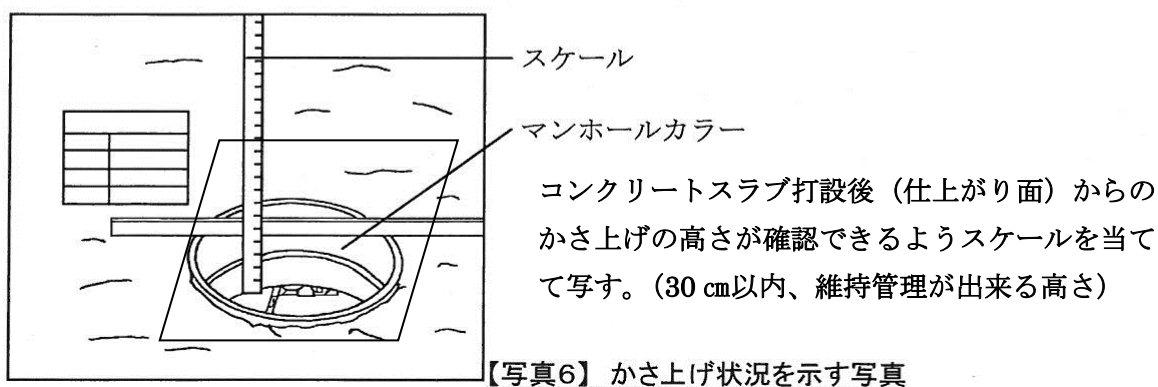
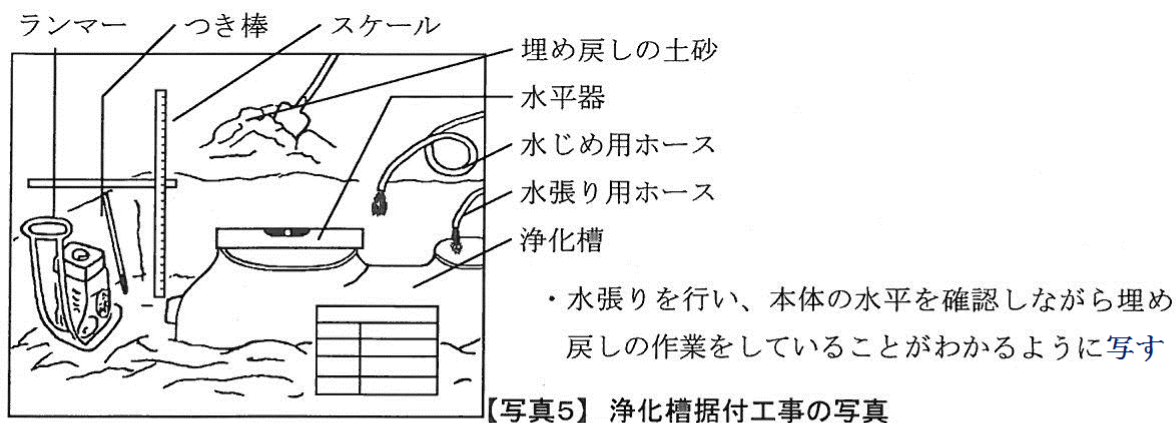


スケール

コンクリート

- ・基礎工事の状況を示す写真
コンクリート養生後、コンクリートの厚さが分かるスケールとともに写す

【写真4】 栗石地業後の基礎底板コンクリートを打った写真



【写真9】 ①放流先及びその周辺写真、
②既存の浄化槽、汲取便槽の処理状況及び撤去前、撤去後が比較できる写真。

IV. その他（共通事項）

- 1 補助金等の交付決定後に、次の理由により補助金等の交付が取り消しとなった場合において、既に補助金等が交付されている場合は、その返還を命じることがあります。
 - (1) 不正な手段により補助金等の交付を受けたとき
 - (2) 補助金等を補助事業以外の用途に使用したとき
 - (3) 補助金等の交付の決定に違反したとき
 - (4) 補助金等交付規則、補助金等の要綱又はこれらの規定に基づく管理者の指示に違反したとき
- 2 関係書類の押印は委任状、見積書、契約書、承諾書等は必要です。
- 3 その他不明なことは、加古川市上下水道局下水道課へお問合せください。

【補助制度に関する問合せ先】

加古川市上下水道局下水道課

〒675-8588 加古川市野口町良野398番地の1
水道庁舎3階

電話 079-427-9291

FAX 079-427-9285